○国土交通省令第八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二十二条第五項の規定に基づき、自動車登録規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

自動車登録規則の一部を改正する省令

自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（交付請求及び提供請求の際の明示事項） **第二十六条**　（略） 2　法第二十二条第五項の国土交通省令で定める事項のうち提供請求に係るものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ　次のいずれかに該当する場合　提供請求に係る自動車登録番号、車台番号その他の提供請求に関し必要な事項 (1)～(3)　（略） (4)　法第六十三条の三第一項の規定による届出その他これに準ずる手続（以下この(4)において「届出等」という。）をした自動車製作者等が当該届出等に係る自動車の使用者の氏名又は名称及び住所を特定し、かつ、同項第一号及び第二号に掲げる事項その他これに準ずる事項を当該自動車の使用者に周知させるために登録情報の提供を受ける場合 (5)　（略） (6)　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第六項に規定する会社等が同法第三条第一項、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項若しくは第十五条第一項の規定による料金の徴収若しくは同法第二十六条の規定による割増金の徴収を行うため、又は構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項に規定する公社管理道路運営権者が同項の規定による利用料金の収受を行うために登録情報の提供を受ける場合 (7)・(8)　（略） ロ　（略） 三　（略） （情報管理センターに対する照会） **第三十二条**　登録自動車に係る法第九十九条の四の照会は、次に掲げる事項について行うものとする。 一～五　（略） 2　（略）	（交付請求及び提供請求の際の明示事項） **第二十六条**　（略） 2　法第二十二条第五項の国土交通省令で定める事項のうち提供請求に係るものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ　次のいずれかに該当する場合　提供請求に係る自動車登録番号、車台番号その他の提供請求に関し必要な事項 (1)～(3)　（略） (4)　法第六十三条の三第一項の規定による届出をした自動車製作者等が当該届出に係る自動車の使用者の氏名又は名称及び住所を特定し、かつ、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該自動車の使用者に周知させるために登録情報の提供を受ける場合 (5)　（略） （新設） (6)・(7)　（略） ロ　（略） 三　（略） （情報管理センターに対する照会） **第三十二条**　登録自動車に係る法第九十九条の三の照会は、次に掲げる事項について行うものとする。 一～五　（略） 2　（略）

○国土交通省令第九号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第六条を実施するため、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 この省令は、公布の日から施行する。	**附　則** この省令は、公布の日から施行する。
（機構の行う利子補給金の支給の認可） **第六条**　機構は、法附則第六条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　支給先と当該支給先から資金の貸付けを受けた者との間で締結した当該貸付けに係る契約の内容及び締結日 三～五　（略） 2・3　（略）	（機構の行う利子補給金の支給の認可） **第六条**　機構は、法附則第六条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　支給先と会社との間で締結した資金の貸付けに係る契約の内容及び締結日 三～五　（略） 2・3　（略）